# 八江萩名所圖畫

三

070
45
2911

# 八江扶名所圖画參之卷

## 目錄夏之部下


和泉寺 西鶴先生墓碑 　 夜神社 　 松雲院 　 柳江晚鐘

陳ノ原 　 松雲院圖 　 大谷觀音橋之圖 　 國寺

南明寺 　 金花見之爲 　 同觀音堂人留 　 太甲庵

景眞寺 　 柳類 大木松 　 上津江晴嵐 　 同古圖

同新圖 　 龍藏寺 　 同舊 　 中津江夜雨 　 同古圖

同新舊 　 與牧權現社 　 通心寺 　 上野荒神社

圓福院 　 東光寺 　 同圖 　 鉢多院 　 泰法院

明光寺　人丸社　同前　唐人山 陶窯司
大釜坪　御嶽権現社
以上参拾六條



# 八江萩名所図画参之巻

夏之部下　山縣篤蔵　補正

木根恒充　纂述

和泉寺　大谷にて疫神社のうしろ山の片へに有り一向宗清光寺の庵室にて本尊阿弥陀如来なり当所かむかし和泉式部仮に住たりし旧跡にて和泉寺村といひつたへしと里老のいひ傳ふる所なり

当所を和泉式部の旧跡と[illegible]

馬鬣封[illegible]

蘭之季子也其先出于江之浦氏友近將監實益爲高子世雷孫元實[illegible]
務仕河春氏至先生乃六世也先生生二歳[illegible]
賦長好學遊京受業伊藤[illegible]其知友伊藤仁齋此可昌[illegible]大久[illegible]在京
三年歸省父母[illegible]明年又東遊[illegible]門[illegible]先生
京十四年而還明年又東遊[illegible]
[illegible]大夫[illegible]
下　文廟[illegible]大[illegible]先生[illegible]
建孔廟[illegible]先生於東[illegible]明年[illegible]長[illegible]
人[illegible]先生[illegible]有[illegible]
之[illegible]十九年元文丁巳十一月二日
卒于官[illegible]
領[illegible]其文[illegible]
大也歳五十而無子養[illegible]氏爲嗣名實康字[illegible]一子名[illegible]先生[illegible]
丁巳某月某日享年六十一葬[illegible]城南[illegible]寺山私謚曰[illegible]先生

# 疫神社

大谷にあり社司田村氏奉祠す

祭神詳ならず天正年間の勧請といへり棟札左に記す

上棟疫神宮一中右[illegible]大長地久[illegible]願円満[illegible]信心[illegible]
[illegible]
[illegible]
天正十九年辛卯三月十六日　別當[illegible]



# 南陽山松雲院

同所縄手の中程北側にあり清家の禅林にして京都南禅寺に属す

本尊ハ観世音菩薩にして開山ハ前真如元仲和尚諱ハ見甫といへり相傳ふ當寺ハ慶長年間　天樹公の御草創ありて元ハ安藝國廣島にありて平安寺といふ其後防州山口[illegible]積善寺の境内に移す又香積寺へ引移さる[illegible]和尚住職の時天樹院へ移させられて則　松雲院殿の御菩提所とせ

ちまちに夫ゝ又堀内に（今藤雲院の地と云ふ）地を賜ふ洗中焼失して濁り淵に迯る（今長藏寺の地）それのち遂に當所に轉せりといふ本堂に掲る所丈室の二大字は黄檗木菴の筆ちうと的

（後に慈恩丈明天平十年二月日青銅壱八三百斤とあり此りうの仏物ちうして上へ納まりしるし）

柳江晩鐘　同所より濁り淵迄まてをいふ（ゝ）萩八観の一ちうといひ伝ふ

陣ヶ原　今の沖原の地をいへりまし吉部原ともいふ古昔松倉伊賀守岩成豊後守と合戦せし古戦場ちうといふまた當所いふ（へ）石見國ちうの往来の本街道まて埴田

大師
觀音堂

今小橋
をりよりの篠並三見るてくの道をちこ又ハ松本市より中六
江龍蔵寺道丹波まで　今の塚一場より少し上ることゆふ　吉部原小松江通り五江坂
ゆいすゆを遊行上人四国遊化の街道ゆとて諸人今も通行ふり

國守　南明寺縄手中程ゆ民墓あり國守といふ其名めハ
アるる　ゆハひとり一天平の比　聖武天皇南都大佛殿御建
立の時諸國より車力の出さるの中ゆ當國当所の川他一
勝仕つ竹木土砂を運送すちて家十給せり其功賞として
飼料の地を賜ふ又半例ゆ國守といふ号を下一ゆ与とせ妻
しく龍蔵寺の縁起ゆ出つ猶其一軸ハ當家ゆ存ル國守乃



説古より伝ふ世代ゆ多くハ上一古國守め末
孫ゆ　縁起を國守の家ゆ所持せるとハ慶長中六日ゆ家の伝説ゆ
孫ゆ　其の功ありなて法起を偏ゆ　ゆ凡八ちゆ八一門ゆ六海
戦ゆ月九日ゆ五江の百戦こゆ　ゆ早朝ゆ國守の家ゆ来りて月戦祭記論
八舞ゆ七ゆ門ゆ民ゆ　ゆ町城ゆ業ゆ出て伊家ゆ繁昌万歳と祈くを吉例
とゆふいくゆ
ちゆまゆ

日輪山南明寺　同所山の麓ゆあり天台宗の禅刹ゆて
最古寺ゆ周防國山口祥氷上山真光院ゆ属ず中興ハ權
大僧都法印源康ゆて大同元間の創建ゆり
本尊ハ聖観世音并ゆ脇士千手観音四天王等ハ行基并
の作ゆ所ゆりこゆふ相傳ゆ當寺ハ真言宗ゆて優

南明寺
花見の圖

婆塞修験の山伏等交く住職せし道場なり後慶長年中宗風を改めて氷上山と号す後又 天樹公御再建ありて当寺ハ迚さ仕しあり 当寺ハ七観音の第二番なり 堂宇の壁より末すてよりて上ゑあり此堂宇ハ竹田番匠の造営しするよそむしよう造作すとりひ作みうまく見事の事ある作ありしといふり

**薬師堂** 城中にありし本尊薬師仏ハ弘法大師の作なり 寛永四年の建立なり

**護摩堂** 今昔の観音堂をいふ 本尊ハ十一面の金仏安阿弥の作脇立藤恒の不動明王ハ丈長二尺五寸余の立像也 厨子中に舞段をかく真文のあるよしを立てあるなり

**奉造立長州日輪山本堂観音仲立不動尊** 檀那賀吉大河巡礼覚来 施田立播磨浪宗朝臣元年 三箇金剛寺仏子某監海吉 竹工 荻増河竹守

**当寺庭前の糸桜**ハ古へより栽置なるもの也 寛永の比のよせへよ書の文にも前明寺の糸桜

なあことあたハそこ玉ようなりしとめあるう まく法印玄海住職の時観音の霊夢を蒙りて植えよ春時爛熳として也壮観なり歳ごとの初午ミハ市中貴賤袖を連らねて群参おもきうれ或ハ三月の花盛にハ老らうも若きも糸桜に由縁をもとめ筆墨を携へて詩歌を吟ずる折れハ酒肴をひらきて舞唱ふあり其興を催まふけうていみる間かきくし茶店食舗の類ひを敷こらして所狭く実に春遊往境の一にして勝景筆に書しがたし

其二 日輪山弥生曼陀羅序 これハ近きころかたはらの古きより繁茂して田十三和あきさるを書出されハここの比

其二
観音堂

有事且夫蘭若の庭うゑ垂絲の櫻ハむかし一株人の植置々ゑ
まも其初めさくらゑねと貞享元禄の比ゑも無双と繁茂
してその長さ十丈餘ゑおひめひ周らに枝垂て九一反面を覆
ひ柔條ゑ裾を曳て庭上を掃ゑゑ一云く

文化十癸酉季中和如意日　長藩萩府日輪山南明寺現住
法印貴海

本堂御再建棟札左ゑ一ゑす

元和七年中秋十月吉祥日

御武運長久家門繁榮御子孫繁昌國家靜謐

奉再造長門國日輪山本堂御願主大江朝臣宗瑞

御願安全興隆弘法大法主意命長運勅修造施入代祈

奉行　新屋太郎左衛門尉
同　山田市左衛門尉
大工　佐伯源左衛門尉
　　万代七郎左衛門尉
　　川村七左衛門尉

古制札左ゑ一ゑす

當寺住持職事先給法中
相續ゑ面ゑ他流節行美
寺役ゑ怠慢ゑ輕遲
ゑ即者必可一行加件

元和四年正月十日　宗瑞

秋上山名住源廉法印

禁制　南明寺山

右件木採用事堅禁止畿
国ゟ加制ゆゑ令伐採使下
仁未ゟ伐し儀堅禁止之者
山林竹木等令伐採者交名
書注進し伝て左右ゟ約
銭貳貫文ゟ加制札如件

明應元年　月　日

南明寺立山制札事

右任　源代ゟ寺領之旨重加制
山果　但四至者東西南北
伐採し寺領内住人他領百姓
竹木等苅取ゟ者ゟ
用し仁者ゟ者交名可有注
進し伝言左右ゟ国ゟ成
敗者也仍制札如件

永正六年二月一日　[illegible]

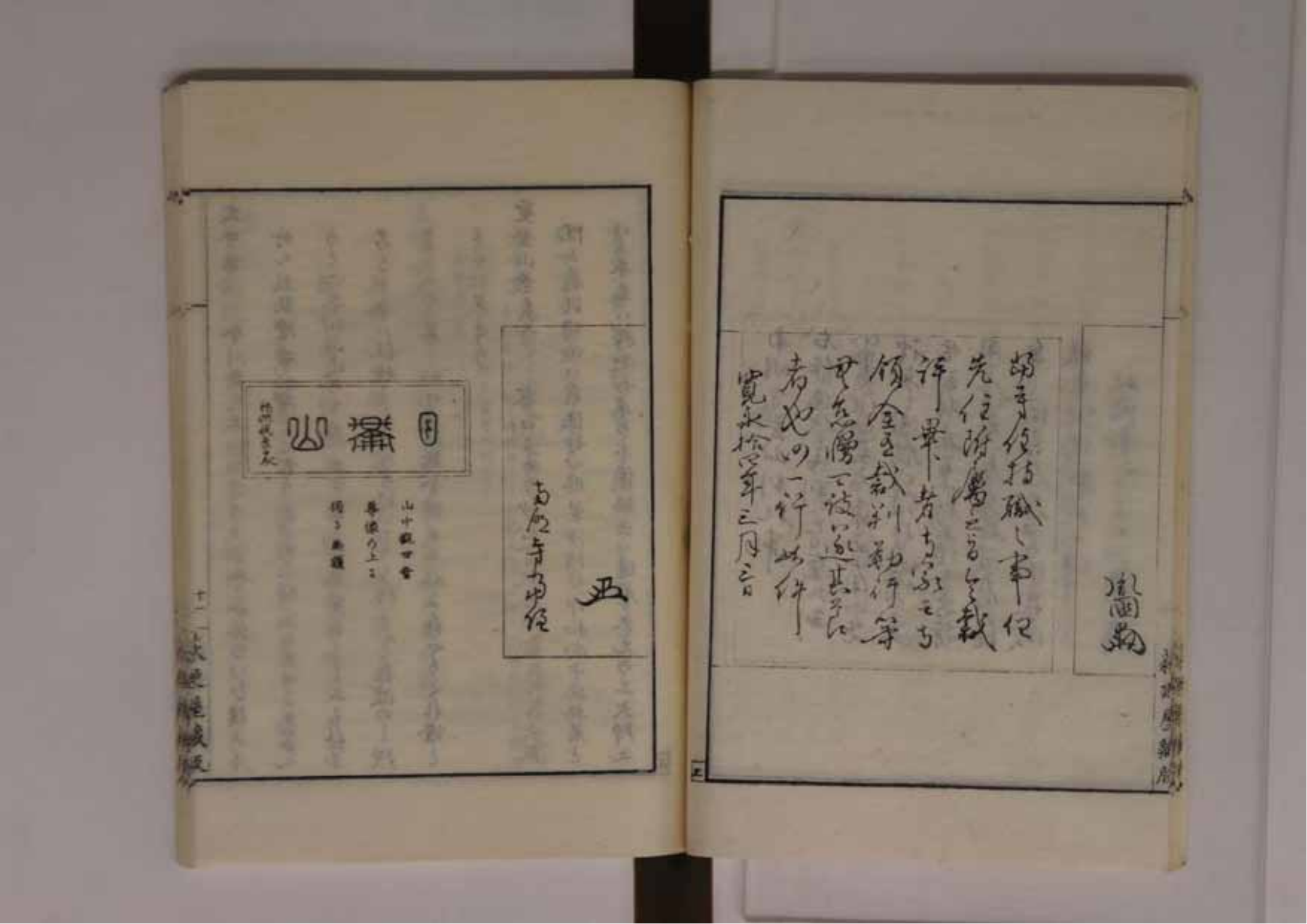

御寺修行職し事仕
先住所屬之旨を載
評畢者ちなる
領全を裁判執行等
世無傷に被い遂其
者如の一行此件
寛永拾弟三月二日



五

吉原寺内中絵

山

山十郎四郎
善徳の上に
掲ける無題

太甲巻　今川島天王社の前の流れをと世俗のいひ傳へる所に太敦灣帯虹灣などと書り是は文人騒客の用ゆる文字にもと六本松山迹のうちに太甲巻と云巻室ありしかれども名ゑり今は住僧一人もなくなれいかりも朽ちたる餘波のみ残りて太甲巻とかける扁額今猶天王社に存せりこれ證となるに足れり

聖安山景真寺　霧口にあり妙心寺派の禅宗にして大照院に屬し開山は前住妙心勝紫沙門竺印和尚中興無着と号す本尊は釋迦如来の木像脇士は達摩大元の二大師之

當寺は昔川上村にありて漢心寺といひし寺院を當所に引て宝永年間の再建なり

太子堂　本堂の右にあり本尊聖徳太子を安す此堂は三世前見首座本山妙心寺住持院に行し時建立せり古元にあるべし即て弘法大師の刻て安置す一のちうくの仏像なり

上津江晴嵐　八江萩八勝の一にして眺望最奇絶なり

上津江上欽秋霖　度嶺嶽九浮乍沈

蛟興扁舟碧離海　日登丈五翠猶深　唐歌

山門の苔のたもとらんくこたの法ろくそ別れ　奈良

白牛山龍蔵寺　中津江村にあり臨濟派の禅林にして天

柳瀬

樹院と号に往昔天平年間　聖武天皇勅願の奉造ろう大
同年中　平城天皇の御宇草創の伽藍なり秩随一の古梵
刹と開山八行基菩薩　摂津国菅原寺にて延
仁十天平二年春二月一日　中興八石屏勅諚宗真悟
禅師と号ス　開山後三日増八子今字八石屏山無量寺天山塔陽郡の
法嗣にて入唐寺定焼九年寺号二月十四日延仁十五し
本尊聖観音八開山行基の作る所にて一国一解の霊像ハ
客殿本尊大日如来八　三尺金像にして
仏工運慶の作し　舊南都宗といひし時の本尊
なりと以其比の五院と八文殊院　本寺に
迦葉寺　本尊
地蔵　光安寺　本尊
第四　浄地菩　本尊阿
弥陀　浄樂寺　本尊阿
弥陀　薬音
寺　其の寺院をいへり其後慶
安年中相模国鎌倉建長寺の末派となる今まで変判して終

三

う天樹院を開創ス寺　常寺八七観音の一
にて第三番目なり
寺傳ニ曰古昔人皇四十六代　聖武天皇の御宇天平年間
南都大伽藍創建の時諸国ニ詔して牛車を進らせ
夫々中より長門国阿武郡堀田の庄　今の萩ちう長の海ヶ辺
川島の郷ニ
り来れる白牛八他国の牛ニ勝りていち計なる大木大石
とつみても更ニ労らずして運送ろうと日毎ニ疲ろう初
めて黄昏ニいたる遂に牛飼の者ら銅を放ろうとて都の貴
賤言呼ろうろうろう祈願　陛下ニ聞えて八　承感針
ろ〜に是則大日如来の霊験なる〜〜〜と即て褒賞ろうて

十二　長門国風土記抜

上津江晴嵐古國

山の八ばーの
あさぼらけ
ふるゝ
白みちる
ふるゝて中く
あるしらぬ

永貞



上津江上
訓秋霧
度嶺嵐光
浮下流
筏與商舟
陰濃落
日登大五
草樵漁

長歌

三長國 作畫

此牛に耕作の勞を禁じ且牛飼ふに飼料の地まで國守と
りて與へられぬ是より已降長門國中の牛ハ竹木に
かきつけられ門のもに置るを止む（社國中まで仕事をさせと
り土民面ハ今ハ牛を作也）
作り取まで是を牛飼料とりに作しかくゆゑあり
てハ堅田の在を牛鎮の庄と定られ給ふ　まで朝廷より白牛
山龍藏寺と勅願を賜ふ堂宇伽藍新に建營ありて結構
備ふ其後かの牛の像を彫刻して南都東大寺の境内
淨土堂に安置せられ給ひ侍へり

緣起一軸　勅修寺宮二品尊源親王の真蹟なり是ハ
東大寺に藏む今當寺なるハ公慶上人（東大寺仏殿）の寫を移



千一年國守其ゆゑ撰りおけど存ずるなり

長門州阿武郡牛數庄川島白牛山龍藏寺緣起

嗚呼春花落美秋月傾禪燈寒逢去海舟怨至年と成て實如旦暮
千百年後明往事荒昧難可尋矣依之見之成案條事必可命筆記
之耳長州阿武郡白牛山龍藏寺者　聖武天帝擇宸翰賜額之名
號也古老傳曰昔天平年中　聖武天皇大佛殿草創之時朝廷令
諸國出牛牛長州多出牛牛中有一頭白色殊好肥壯多力能運巨
材其迅如風即偽民國守之所於也大敬土木功然帝勅賜其牛像
作重安之基問其功否既其部根也今東大寺土堂之基此其地也
皇澤普洽賜國守以綸旨用料令其牛於不復役田畴畜齡壯從

龍藏寺

不久荒廢國守就其埋骸之地又創一堂以時祀為事聞于九重天
上於是賜白牛山龍藏寺之榜額且以屋田庄充僧徒粥飯之費依
是改屋田名為牛郷矣至　平城天皇御世慨廣光墓塔造梵宮安
聖觀音菩薩之像即僧行基之手刻而靈應顯著遐迩渴仰其三門
房舍經庫鐘樓等凡伽藍悉可有為成宮殿莊嚴種種觀飛動實一時
之盛觀也大事畢則及物為必義自時厭俗世迄時變祇林之實猶
消磨于一千餘年之星霜盡矣予往年為大殿重興勸化諸國經歷
彼地暮期守後至川島之鄉逢一翁一婆居于草舍自称其耳孫翁
出舍引予至一所云此即龍藏寺之遺蹟也指點處〻曰此是正殿
之基此是三門之址此是僧房之跡也予感往事不覺涙降半晌應



安年中佛宗真悟禪師者出世講術盛于其時以故所住今元禄
去年十五年三百三十有餘歲衣水法朝不滅家業見往漢前禪德
特謁予問已著其頭末予既記錄研磨無可迄而往市歩尋意謂
一所
今而不記又令後人悪於今也聊老見拙不之拒直寫西老口傳綴
緣起一章以訓其事云

時寶　大華若經六百卷　聖寶大手二十一代大内左京
大夫藤見等建立之書写
一王面　中興等親のとき建立とハ云ふ仏子持事の二王面ちりし寺傳
春事ニてちり仏一王門の二王の集也　無藏寺法燈記里
[illegible]
御再建棟札花瓶のこと

中津江夜雨

古圖

雲氣四
方横
波頭雨
暗生
蕭然不
能寐
一夜打
蘆聲

東欽

事奉造立観音堂棟札并銘

造営願主之一様分大同元年之棟瓦所安置故者観音堂一体也
中興有一河原橋南側流入北流宮前流橋長弐拾五間之雲路也 ㍑

防長二州侍君毛利甲斐大膳大夫従四位兼行侍従大江朝臣綱廣

奥書 大江姓毛利宮内小輔就方　宮郡史司　宗屋太郎左衛門尉正
造立奉行　小野大郎右衛門尉兼　福井勘右衛門尉重
番匠主領　佐伯右衛門尉清　大工　藤野一郎左門　藤井喜三門
于時寛文六丙午年正月吉日　修木造奉之棟梁　誌書

中津江夜雨　八江秋八景の一にして風致あり

雲氣四方横　波頭雨晴生
蕭然不触窓　一夜打篠聲　存欽

年くるるかの事も方はかりなれとなるほさ物の子　春貞



與敬神現社　同所山麓にあり當社八青山氏の崇る所なり
[illegible]八幡宮の勝景を分ちて祭れりとそ見はた治弘安
の間ま勅請せしものと見えたりまた當社むかしハ阿武
郡平數庄の産土神にて祭礼八八月廿四日なり

古證文左之如し

家下拝ゐ5牧上村祭祀料

建武二年二月廿[illegible]

[illegible]

慧明山通心寺　上野の椎原莫にあり曹洞派の禪[illegible]て
永光寺に隸し本尊は釈迦如来を安し[illegible]開山は恵[illegible]和尚
と[illegible]　[illegible]　但[illegible]町人長井八兵衛といへるもあり正徳三年當寺を開基せり

初め大津郡屋代村にありて法光院と号せりを當所へ引け
るなり

天神堂　[illegible]

上野荒神社　上野椎原莫の南にあり勅請の年月詳ら
かならず此邊の大社にて氏子多く毎歳九月の祭礼にハ
いと賑ふなり

圓福院　東光寺山門の南に隣る黄檗派の禪室にて
東光寺の塔頭なり本尊は釈迦如来にて開山を高泉和

尚と以ふ相傳ふ大津郡三隅村圓福寺と云る古跡を引て
建立せる所なり開基は宗純と以ふ浮屠のもとにて元禄
年中の建立なりと以ふ

観音堂　如意輪観音を安置むなり　大同年中和尚作
と有けるを元禄十四年当所へ移すと云ふ

護國山東光寺　松本上市の東にあり山背の國宇治萬福寺末
の禪林にて開山を慧極道明和尚と号す　元所氏の家臣小田忠
兵衛と云る人子なり
相傳ふ当寺は元禄四年　壽徳公の御創建なり利防國厚
狹郡谷村なる東行寺といへる田寺を御引せなりし所なり
即ち宇治の黄檗山を模擬して七堂伽藍等全く備まる





是山を号して中を馬鞍峯と以ひ左を千秋と云ひ右を万
代の尾と付られ[illegible]

大雄寶殿　本尊釈迦如来を安置し脇士は阿難迦葉の二尊を
おかる

天王殿　本堂の前田原の中央にあり本尊は阿弥陀如来にして
脇士に四天王[illegible]と八尊観音等を安置せり　禪堂　本堂
の左にあり本尊は大峰神と安す　齋堂　本堂の右にあり本尊
は[illegible]と安す　鼓樓　禪堂の前にあり　浴堂　浴堂の前
に山門

開山堂　客殿の後にあり　地藏堂　本堂殿の左にあり本尊
地蔵菩薩と安置す

經藏　本堂殿の左にあり
歇庵の経文書を納む

藥師堂　地藏堂と禪堂との間にあり本尊藥師如來八所大四尺の
之佛コヽ百濟より來りしものと傳来村寺時代の本尊なり

御靈殿　本堂の後にあり御代と條
の御靈殿と安置し奉る

壽德院殿　吉統公

泰植院殿　吉元公

英雲院殿　重就公

靖恭院殿　齊房公

邦憲院殿　齊元公

其外御枝葉様御位牌あり

寺後山の樂し御墓所あり結構壯嚴なり

本堂中央に掲る額

繼指蓮卿宮慧海圓樂百萬人天皆受戒

不捨蓮而傳乃自祝億子孫永永聽從

本堂の二重屋根に掲る額

不空

大權寶殿

本堂下の軒に掲る額

黃檗山二代木庵の筆

東光禪寺

黃檗山五代高泉之筆

吉就公御真筆

天王殿前に掲る額

玉泉殿

開祖を掲ぐる額

海積山雅摩結家風真廣大

日乗月澄祠像法高永般充

靈鷲山三代貫主の筆

山門二作を掲ぐる額

山門の額を掲ぐる額

解脱門

西乗の筆

最勝園

僧門を掲ぐる額

僧園山

敬樹

敬樹の額

七世祝山の筆

山門の額を掲ぐる額

法華常寂祝国福民慈鸞記

祖道多思志宗迄尼伝伝菩

山門後の額を掲ぐる額

多宝塔

浴室を掲ぐる額

浴室

此外石額聯等数多

ければ之を略す

鉢多院　同所横門の北に隣る東光寺の塔中なり

本尊聖観音は恵心僧都の作（開山を恵心守仏と号附すると云）当寺もまた恵極を開山とす相伝へもしめ大津郡三見村にありて鉢多羅寺とゝなりを引て元禄九年當寺を建立す此鉢多羅寺といへるはむかし金峯権現の社坊と委しくは金峯社の所にしるす

泰法院　同所より東にあたりて一丁程山の傍にあり東光寺の末院にて開山は恵極和尚なり

本尊釈迦如来は仏工増長が作なり寶暦年間の建立なり

秋葉堂

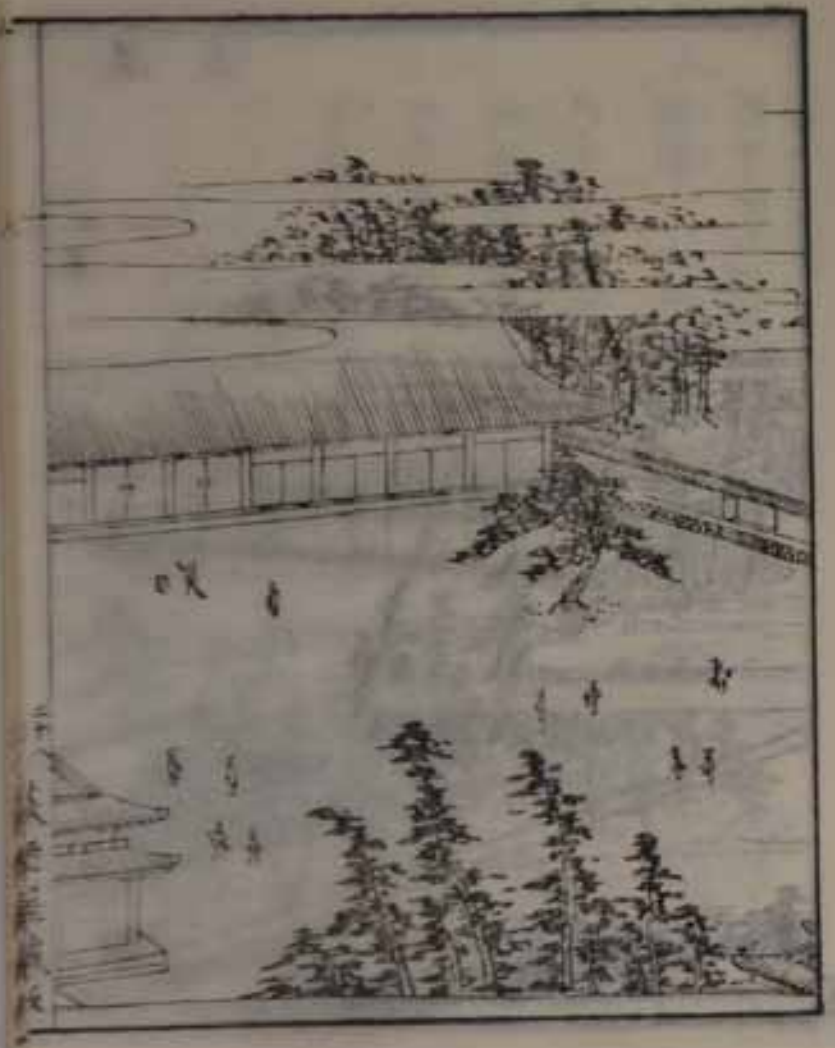

其二

其三

赤源山明光寺　中の倉蔵あり一向宗にて明安寺こゝ
寺本尊ハ阿弥陀如来にて開山ハ釋教恩と云ふ相傳ハ
寺ハ初め[illegible]の隠居所にて當所に小菴を結び朝暮を
送り折柴不周　天樹公数の後の[illegible]茶碗是ハ御成のとき
此所宴に御腰をうゝみ[illegible]御休息所とゝ[illegible]功ふ[illegible]
御帰殿後直に大木二十丈本を揚くり[illegible]建立をと[illegible]
れ[illegible]寛永八年なり

八磨社　中の[illegible]山のふもとにあり此前の神を人丸社と[illegible]
祭神神孝人皇[illegible]年[illegible]月[illegible]國[illegible]より[illegible]

例祭九月朔日二日あり

往還筋より五四丁ばかり入る此度より船諸の瀧を行く道あ
ア絵のて難所なり又祭日は歌市中諸社のさたうけて備
力馬懸けをとりて賑さへり

唐人山　同所より東之高く峰へて蒼松青く繁茂しる
山をいふ往昔天明公朝鮮御征伐のときかの國の陶工師李
光シヤムクワン　中不詳氏公はるくい上方の産しるる　一公大事所深川村
本名使也曾部の古墳とのひ伝ふるとのあり光明ともクワン
の伝説ありるへ　使公住居す　所も来ると
之陶器作之人命日は年八月十五日なるへ　こゝ人の光明の者御紀掟
の待御供し来ればとて後御打入ありて歌の歌
上を以由

人山もと の峰之地をゑひて窯舎をつくらひ猶土器を造らせゑ
ふちろわ　に其功最殊勝うて世之名を顕さ計うに
ちうぬこれふよりて茶碗師御細工人くして御分持をも賜
ちう則李光を山邑作之祭　深川本ゑん　と号シヤムクワンを
坂本高麗左衛門と改名させゑ　かの伝ちり　中つ書　茶碗屋　夫より以降御國産
の一色とちうて尤佳品の名を得ちう則坂本山邑ともに連綿
して今猶繁昌すさて数ち歌を唐人山といひ伝へるハ外蕃
の人當所之住居せ　ちうの説ちうへ　猶ちうとの名ふよ
之は高麗山或ハ朝鮮山ちといふ名あり　因ちうハ深川村　まさハ
所或郡酒伝村ちうとも

高麗焼茶碗之圖

毛を狩焼とも云
後ては古和本と
いひ傳へり





ぶやうの焼ものを造り出せり毛を熊川と書
[illegible]毛は新羅焼なるよりの出所歟つらし

大釜塚　同所にあり[illegible]北の方五行て杉谷あり其往還の所
を以里老曰むかし阿武郎敦盛當所にありて秋納のとき百
姓此所に打とりて藏納せしとその時數多の人ちれハ煩てし
ともその大きなる釜をとりて飯をたき調へしまと或ハ
云昔八當所に鋳物司ありて此名残なりとそ今も道の上の
山に[illegible]かとし以なり

[illegible]峯雅毛社　手水川坪の前を練後口と以此道より來の
山に入りてあり此金峯雅現と以ハ昔大同年中八百比丘とい

高麗焼茶碗之図

毛を長焼ものは
はるゝ古おもしゝ
いひ傳へ

ゆやうの焼ものを造り出せり毛を無川と号ち
今に毛ハ部屋所焼ものゝ山所所にあり

大釜坪　同所にありまゝ北の方に行て杉谷あり其往還の所
を以て里老曰むかし阿武郡牧城當所にありて秋納のとき百
姓此所に行ありて藏納せしとその時數多の人ありハ煩そし
てかの大き形る釜を拔きて飯をたき朝〳〵ごとまゝ或ハ
元昔ハ當所に鉾物司ありて此名殘まうとそ今も道の上の
山に公のくしゆたり

金峯權現社　手水川坪の前を練堀口と以此道より東の
山に入りてあり此金峯權現とハ昔大同年中八百比丘とい

高麗焼茶碗之圖

毛を筋焼とも
ほこりとも
いひ傳へり

紙屋敷博物館

ぶやの焼もの道ゝ出すゝ毛を無川と号る
ゝ毛ハ新蔵所焼ちゝ出所解ゝ

大釜坪　同所ゝ行ゝ北の方ゝ行て杉谷ゝ其往還の所
を以里老曰むゝ門武所秘蔵宮所ゝあゝて秋納のとき百
姓此所ゝ行ゝて蔵納せゝとの時数多の人ゝれハ煩ゝ
とて小の大き形ゝ釜をとゝきて飯ゝと調へゝ其ゝ或ハ
云昔ハ宮所に鋳物司ゝあゝて此名残ゝとゝ今も道の上の
山ゝ火のゝ以行ゝ

山ゝ峯推も社　手水川坤の前を練花口と以此道ゝ東の
山ゝ入ゝてゝあゝ此金峯推現と以ハ昔大同年中八百比丘尼

大阪府立図書館

ふまの公和國金峰山より此地に勧請せし時始め迹し奉る
とき神体を舟にのせて小畑浦に着ぬ夫より北四り鳥越二
瀬川を經て熊川へ出今の下向道より迹座々々に奉る（今二瀬川の下鳥越）
（此地に使見きとゝ）（迹座のとき神体はこゝにとゞまりしとそ）その地今古權現と云さてゝ傍に八
百比丘尼の庵舗跡ありやゝとゝいふあり今も座基谷の
坊杉の坊ゝといへる田地ありて其名殘りまた六軒屋敷
ゝ杜と金峰の民神いと田畑にして米穀不足来類敗
に及ひ（以上）
（此權現社二王宿坊ゝ）（ゝに三見に迹せりしに其後年

を經て其民古地をまゝひ公に許へてゆゝの金峰の地にか
へり来りうまき權現社をも先立て宿所へ再興し奉る則
二王の三見に殘しおきたりしとそ（今三見村に王宿所ゝもに跡数
ゝ杜ありゝ今の米先き
ゝ杜ありゝ今の米先き）（九金峰の時勢四方大山の絶頂にて
ゝとを風雨の烈しき所なり冬は更もいとゝ酷寒にて
いへゝし所時を過る時は冷氣凍ゝしゝて肌寒ゝ荒樹の
三重ゝ見ゝ（ゝ）ゝ水源は權現山の南割谷の東地
より流れ出るゝ（ゝ）ゝつは張り載ゝ湧出ゝて谷に流れ
しの流津澄清ゝの比流を呑つゝ後金峰に野火起りて

神社由緒の実なり此ときに里人早く神殿を製作神像をと
り出し奉れり御馬に乗りみ尊像をそ馬に鎖りて
神殿の柱に繋きこめ火と出し奉ること叶ふに甲斐なく
焼失しなりしかるに其尊像は古雅なるものなれば
拾ふて熊毛郡岩城神社山門の二王の作古雅絶妙なり金
く是と同作なるべし是郡の工なんりの眼利なるに堂中
神像は主冠をかぶり袖口狭き袍を着し[illegible]
着けるは神姿なり[illegible]大古神祇風俗見るに足れり[illegible]
[illegible]古十種中[illegible]
[illegible]

八峡に社を再建す夫より以来金峯の社地を古権現と云後
まで里民皆想にうて樫村の神社を再興に是則今の金
峯権現社なり夫より岩ヶ峡に小祠を建て是を中の社と
そいふなり今手水川といふ名の残りしも社へ参詣する
人の手洗所なりしの名なりと里老のいひ傳ふる所
なり

八

注義名所圖畫之卷終

萩市立萩図書館
111524310